

角田市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月25日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

自治センター：（角田、横倉、小田、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根）

3. 監査の期間

平成24年5月18日（金）から同年5月30日（水）まで

4. 監査の範囲

平成23年度の配当予算の執行及び財務事務処理（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等）並びに物品・施設の管理状況等

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」及び「物品・施設管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取するほか、施設の管理状況については、当該施設を確認する方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」については、経費の節減等、また、「物品・施設管理の適正性」については、物品の分類・保管並びに施設の維持等、それぞれ適切な管理に努めており、概ね適正に確保されていると認めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。

角田市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月25日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査）

2. 監査の対象

財政援助団体：地区振興協議会（角田、横倉、小田、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根）

3. 監査の期間

平成24年5月18日（金）から同年5月30日（水）まで

4. 監査の範囲

角田市が平成23年度において、地区振興協議会に対して交付した交付金に係る出納及びその他の事務（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等会計処理及び証拠書類の整備等）並びに事務・事業の計画・実施状況等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類に基づき、地区振興協議会に係る交付金の交付申請等の事務処理、事業の計画・実施及び効果等を「関係法令等の諸規定との整合性」及び「会計処理の適正性」に主眼を置いて精査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

地区振興協議会に係る交付金の出納及びその他の事務並びに事務・事業の計画・実施状況等については、概ね適正に処理されていると認めた。

しかし、一部の振興協議会において事務処理の一部に不適切と認められるものが見受けられたので、貴職からも適切に事務処理されるよう指導願いたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、所管課及び地区振興協議会の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。